

東京都 昭島市

こどもに関する各種データ  
の連携による支援実証事業  
計画書

2023年4月7日

# 目次

1. 応募団体について	
(1) 応募団体の概要	2
(2) 応募団体における関連する各種計画等	3
① こどもに関する計画	3
② 各種計画との関連	3
③ こどもに関する計画の基本理念	4
④ 計画の展開	5
2. 事業の実施計画	
(1) 実証事業の実施概要	7
(2) 令和5年度の重点的な取組について	8
(3) 実証事業で想定する全体図	9
(4) 実証事業で連携するデータ項目	11
(5) 実証事業でデータ連携する関係機関と役割	12
(6) 実証事業でデータ連携する関係部署及び体制	13
(7) 実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体	14
① データの取得方法	14
② 管理主体	14
(8) 実証事業で連携するデータの流通と制御	15
(9) 実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法	16
(10) 実証事業で連携するシステムの構成図	17
(11) 実証事業で連携するシステム運用事業者等、実証事業の実施体制	18
(12) データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制の検討状況	19
(13) 検証項目の検証方法	20
3. 概算予算・スケジュール	
(1) 概算予算	22
(2) 全体スケジュール	23
4. 参考資料等	
(1) こどもや家庭に関するデータ項目	24
(2) こども等への支援事業、地域の取組等の概要	25

# 1. 応募団体について

## (1) 応募団体の概要

	項目	内容
1	応募団体名	東京都昭島市
2	応募団体代表者氏名	東京都昭島市長 臼井 伸介
3	応募団体担当者名 及び連絡先	子ども家庭部 子ども家庭支援センター <a href="http://www.g-jp">g.jp</a>

## (2) 応募団体における関連する各種計画等

### ① こどもに関する計画

#### 第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、乳幼児期から学童期（0歳から11歳まで）のこどもと子育て家庭を対象として、市が進めていく施策の方向性や目標等を定めたもの。

#### 昭島市子ども・若者未来対策推進計画（令和5年3月策定）

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき、主に思春期から青年期（12歳（中学生）から30歳未満まで）のこどもや若者と、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく0歳から18歳未満までのこどもとその家庭を対象として、市が進めていく施策の方向性や目標等を定めたもの。

### ② 各種計画との関連

#### 【上位計画】

昭島市総合基本計画・昭島市総合戦略



昭島市  
子ども・子育て支援事業計画

← 整合 →

昭島市  
子ども・若者未来対策推進計画

#### <根拠法令>

##### 子ども・子育て関連3法

- ◎ 子ども・子育て支援法
- ◎ 認定こども園法
- ◎ 関連整備法



#### <根拠法令>

- ◎ 子ども・若者育成支援推進法
- ◎ 子どもの貧困対策の推進に関する法律

#### 【関連する分野別計画】

昭島市デジタル化推進計画（市町村官民データ活用推進計画）  
昭島市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画  
昭島市児童発達支援基本計画  
健康あきしま21  
昭島市男女共同参画プラン  
昭島市教育振興基本計画  
昭島市子ども読書活動推進計画  
昭島市教育振興計画  
昭島市地域福祉計画

### ③こどもに関する計画の基本理念

#### 第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画

#### **すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島**

こどもの置かれている状況や子育てをめぐる環境はさまざまであることから、障害・疾病・虐待・貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもも含めてすべてのこどもが将来の夢や希望を持ち、生存と発達保障されこどもが輝き、その家族や家庭も輝ける状態につながってほしいという願いが込められている。

#### 昭島市子ども・若者未来対策推進計画

#### **すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち 昭島**

現代のこども・若者を取り巻く環境は、目まぐるしく変化し、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑で多様な問題を抱える状況となっている。

また、昨今のコロナ禍もあり、こども・若者の不安が高まっている。「児童の権利に関する条約」における、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を守ることを踏まえ、こども・若者が健やかに成長し、夢や希望を持って社会的な自立をしてほしいという願いが込められている。

④計画の展開

<第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画>

基本理念	基本方針	基本目標	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島</p>	<p>すべての子どもの健やかな育ちを支える</p>	<p>子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進</p>	<p>すべての子どもが尊重される社会づくりの推進</p>
		<p>要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進</p>	
		<p>子どもがいきいきと育つ教育環境づくり</p>	<p>教育・保育力の向上</p>
		<p>次世代の親の育成</p>	
	<p>すべての子育て家庭を支える</p>	<p>仕事と子育てを両立しやすい社会づくり</p>	<p>子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実</p>
			<p>仕事と子育ての両立の推進</p>
		<p>親と子の健康を育む環境づくり</p>	<p>男女の働き方の見直しと男女の子育て参加の促進</p>
	<p>地域全体で子ども・子育てを応援する</p>	<p>地域ぐるみでの支援の充実</p>	<p>地域での子育て支援体制の整備</p>
			<p>安全・安心な子育て環境の整備</p>

<昭島市子ども・若者未来対策推進計画>

基本理念	基本方針	施策の方向
すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち昭島	創造的な未来を切り拓く 子ども・若者の応援	多様な体験・交流活動の推進
		情報・消費環境などへの対応力の向上
		非行防止活動などの推進
		社会参加、参画機会の充実
		やりがいを持って働く力の育成
		国際理解・情報教育の推進
	子ども・若者やその家族の支援	適切な支援につなぐ相談機能の強化
		教育と生活の支援
		児童虐待やいじめの防止とひきこもりや不登校への対応
		障害や外国籍など、配慮を必要とする子ども・若者への支援
		親育ちの応援と悩みや困難を抱える家庭への支援
		ひとり親家庭への支援
		子ども・若者の成長を支える 社会環境の整備と担い手の支援
	地域社会における関係機関の連携強化	
	安全・安心な環境の整備	
	地域における多様な担い手の育成と支援	
	子どもの貧困対策	教育の支援
		生活の支援
		保護者に対する就労支援
		経済的支援

## 2. 事業の実施計画

### (1) 実証事業の実施概要

本市において、こどもを対象に策定した「第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月）及び「昭島市子ども・若者未来対策推進計画」（令和5年3月）の、基本理念やその実現のための施策において、本実証事業に関連する内容を以下のように示している。

#### 「第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月）

基本理念

**すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島**

施策の方向

**「要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進」**

#### 「昭島市子ども・若者未来対策推進計画」（令和5年3月）

基本理念

**すべての子ども・若者が安心して健やかに成長し、夢や希望を持って自立し、自分らしく輝ける未来とすることができるよう応援するまち 昭島**

施策の方向

**「児童虐待やいじめの防止とひきこもりや不登校への対応」**

しかしながら、困っている方からの相談や関係機関からの通報等を受けたこどもや、その家庭を救済する仕組みは整っているものの、潜在的に埋もれている支援を必要としている家庭を見つけ出す仕組みが無いのが現状であることから、令和4年度に当該実証事業に参画しヤングケアラーをテーマに、市が保有する各種データを連携することで、ヤングケアラーの可能性のあるこどもを抽出し、現状のアセスメントを行った。

令和5年度は、昨年度の事業をブラッシュアップしヤングケアラーの抽出精度を高めるとともに、その結果を再検証するとともに、新たな支援体制の構築など本事業をさらに深めていく。併せて、貧困、虐待、不登校等の抽出にも対象範囲を広げることで、困難を抱えたこどもに対し「児童の権利に関する条約」で定められている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守れる体制の確立を目指すものである。

今回の実証事業においても、令和4年度に引き続き「**子ども家庭支援センター**」が核となり、各部署で保有しているデータを横断的に連携させ、有効活用するための仕組みを確立する。なお、将来的には集積したデータをAI等により分析し、真に支援が必要なこどもの早期発見・早期支援に繋げることを目標に検討を進めて行く。

## (2) 令和5年度の重点的な取組について

令和4年度の実証事業では、こども総合相談システムの構築に時間を要したことから、分析・抽出結果に基づくアセスメントに時間がとれず、十分な検証結果を得ることが出来なかった。

今年度の実証事業においては、早い段階からアセスメントに取り組み多くの検証結果を蓄積することで、分析に有効な情報の洗い出しやより精度の高い分析手法を確立する。また、この事業により発見したこどもや家庭に対する支援方法について、学校等の関係機関と協議する仕組みを確立する。

今年度の実証事業では、市内小中学校との連携を密にしてこどもたちの支援につなげていくことを重点取組の一つとすることから、事前に学校側にも本事業の趣旨を理解してもらい協力体制を事前に構築する。また、東京都が発行した「ヤングケアラー支援マニュアル」を市内の学校や各関係機関に配布し、ヤングケアラーの支援に対する周知を進めることで、学校での理解と見守りについての意識を高める。なお、昨年度の事業において校務支援システムのデータを整備が課題として挙げられていたことから、学校との連携を深めるなかで働きかけていく。

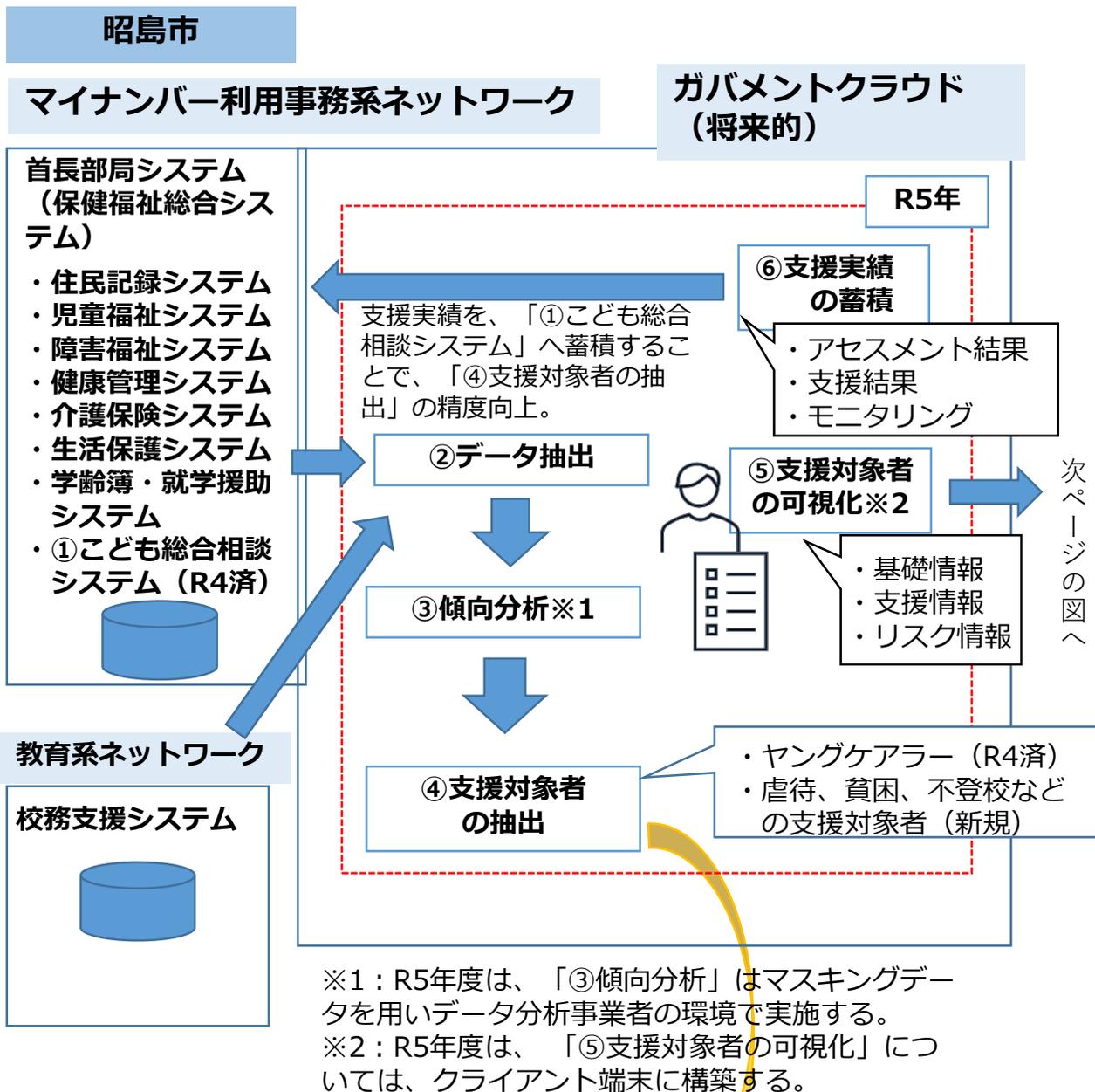
### <重点的な取組>

- 子ども家庭支援センターの持っている情報、学校が持っている情報をさらに整備する
- より多くのケースについてアセスメントを実施し結果を分析することで抽出精度を高める
- 具体的な支援方法としては、こどもやその家庭のレジリエンスを生かし、家庭に合った障害のサービスや介護サービス等の紹介に繋げる
- 新たなテーマとして、虐待、貧困、不登校等の困難を抱える可能性のあるこどもたちの抽出について検証する

困難を抱える可能性のあるこどもをいち早く発見することで、こども自身の気持ちに寄り添い、共感するなかで必要な支援を早い段階で提供していくこと、こどもとその家庭の孤立感を防いでいくことが本事業に取り組む目的である。

あらゆる困難を抱える可能性があるこどもや家庭が早い段階で支援につながるよう各機関と連携しながら様々な検証に取り組むことで、今後の児童福祉の一助となるとともに、全国自治体の参考となる検証結果が得られるように取り組んでいく。

(3) 実証事業で想定する全体図



相談に来ない・しない子ども・家庭

**「データからシグナルを見つける」**

例) 相談に来る家庭の業務データから傾向分析 ⇒ 問題の可能性のある家庭の傾向と比較

学校等と連携しプッシュ型の支援

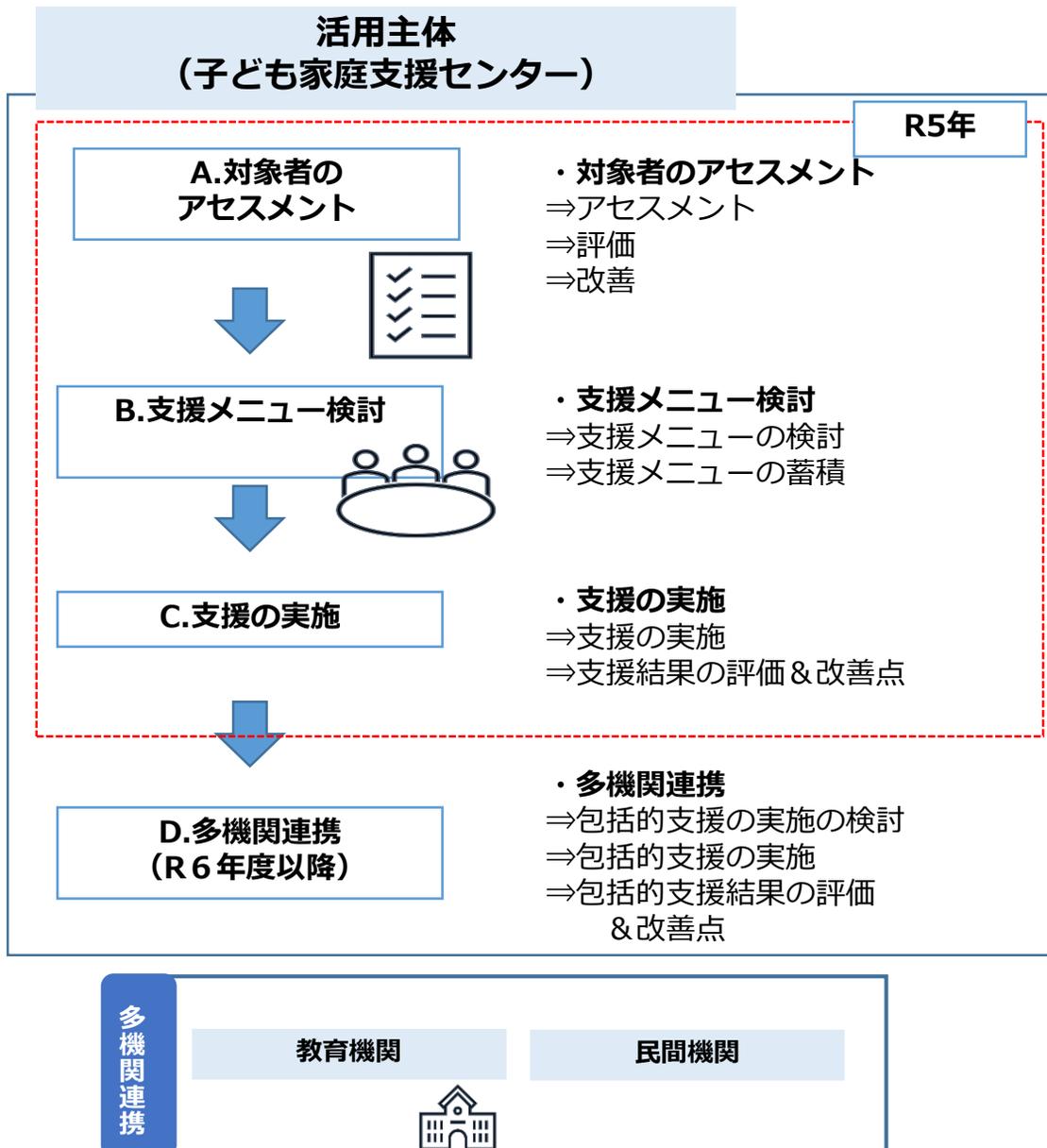
**困難を抱えた子ども・家庭の発見!**

(見つけられていない子ども・家庭)

こどもの支援の核である「子ども家庭支援センター」は様々な機関と連携しており、情報が集まることから、子ども家庭支援センターに「こども総合相談システム」を導入し、他機関のデータを一元管理する仕組みを構築した。

なお、既存のシステムから情報（住記・手当・生保情報等）をデータ連携させることで、分析のためのデータを集積する。

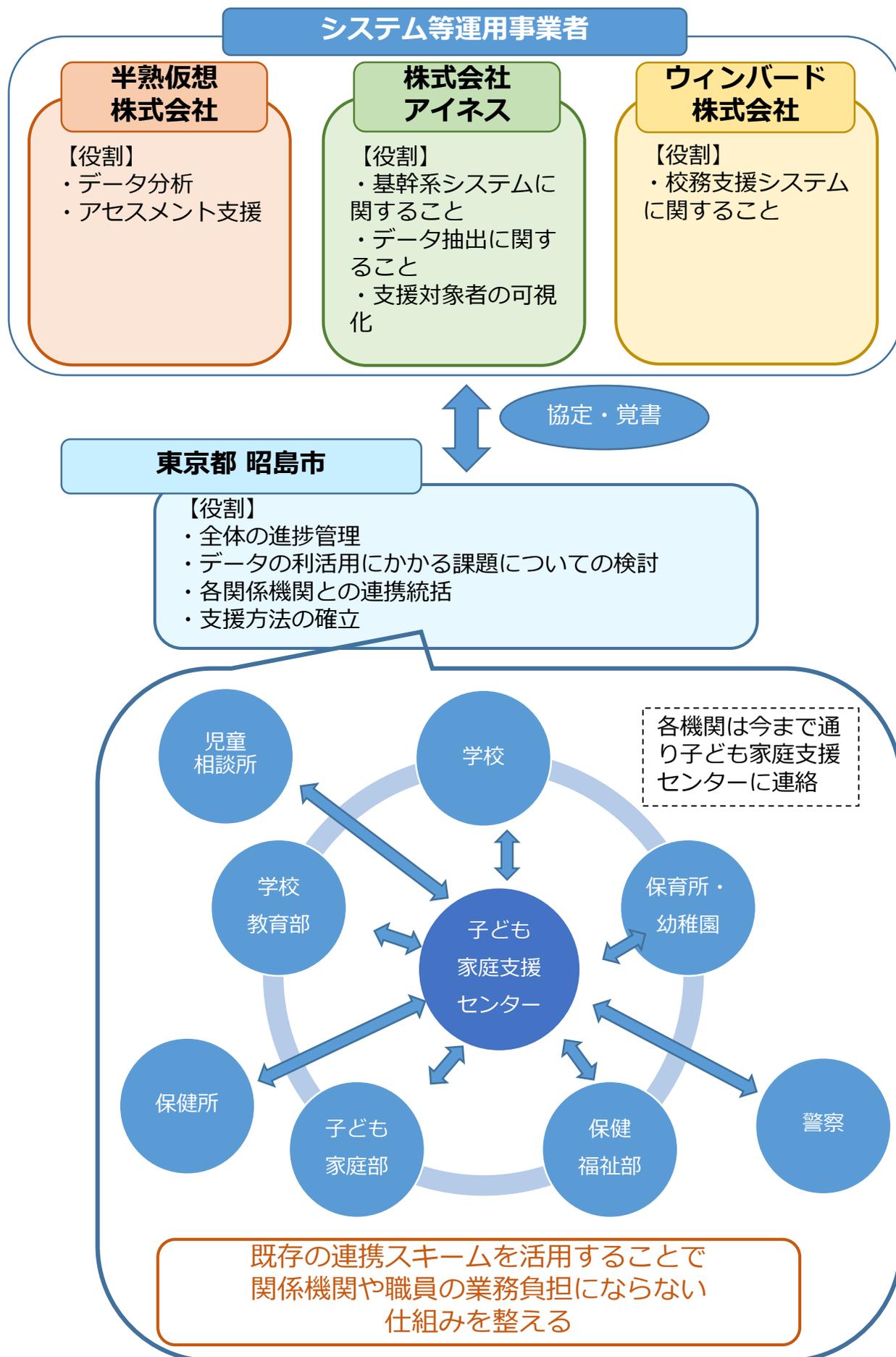
これらのデータを分析することで、傾向を把握し、困難を抱えたこども・家庭を早期発見し、学校等関係機関と連携し必要な支援につなげる。



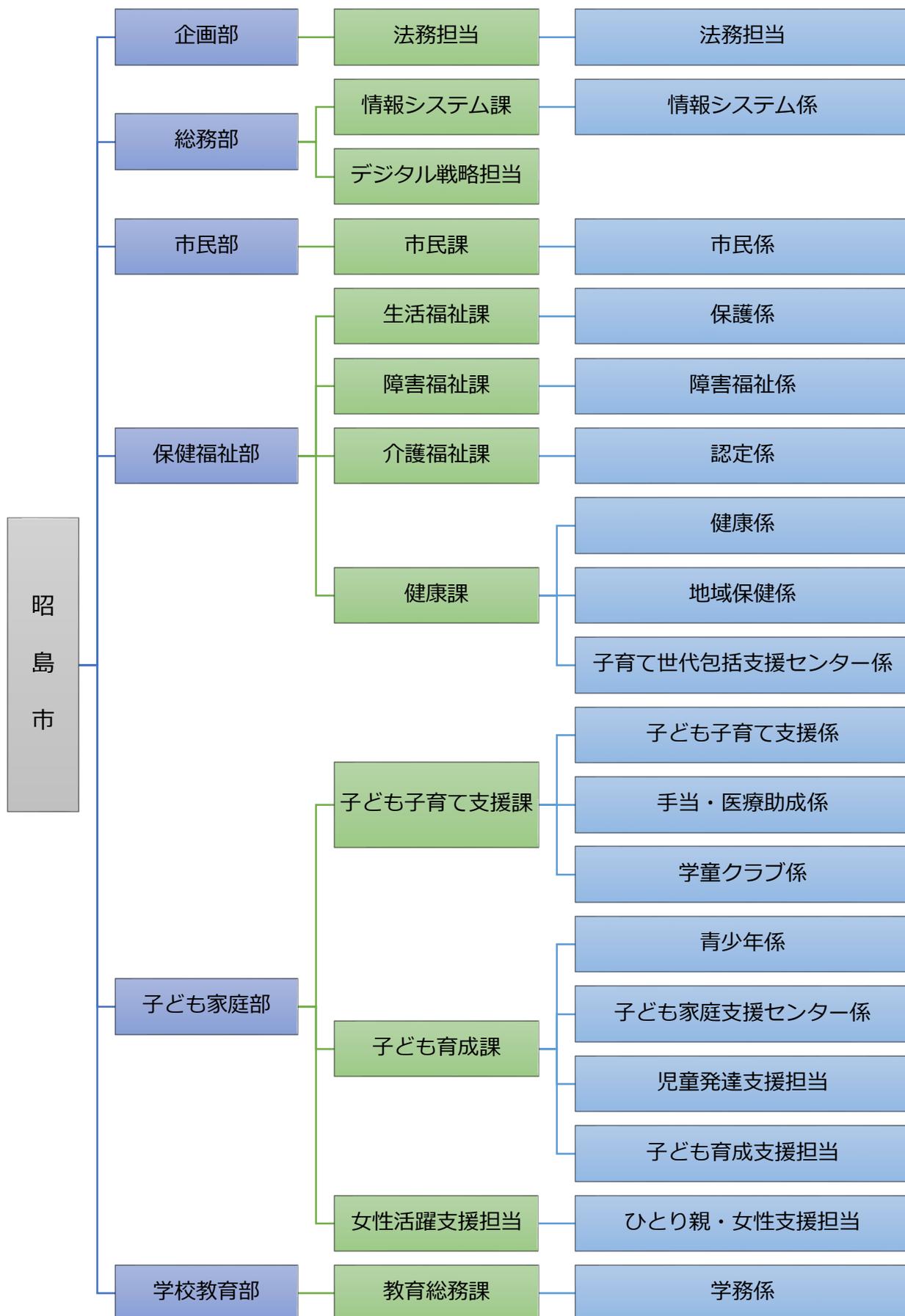
#### (4) 実証事業で連携するデータ項目

システム	データ項目
住民記録システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯情報</li> </ul>
子ども子育て支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・学童入所状況</li> <li>・幼稚園情報</li> </ul>
手当・医療システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもに関する各手当の受給状況</li> <li>・こどもに関する医療費助成情報</li> </ul>
学齢簿・就学援助システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助利用情報</li> <li>・学校情報</li> </ul>
障害福祉システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害に関する各手当の受給状況</li> <li>・障害手帳情報</li> <li>・障害に関する医療費助成情報</li> </ul>
健康管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦情報</li> <li>・健診情報</li> <li>・相談情報</li> </ul>
生活保護システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給状況</li> </ul>
校務支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席状況</li> <li>・成績情報</li> </ul>
介護保険システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定状況</li> </ul>
こども相談総合システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談情報</li> <li>・庁内連携機関からの情報</li> <li>・警察からの情報</li> <li>・児童相談所からの情報</li> <li>・学校からの情報</li> <li>・保育所からの情報</li> <li>・幼稚園からの情報</li> <li>・保健所からの情報</li> </ul>

(5) 実証事業でデータ連携する関係機関と役割



(6) 実証事業でデータ連携する関係部署及び体制 (昭島市)



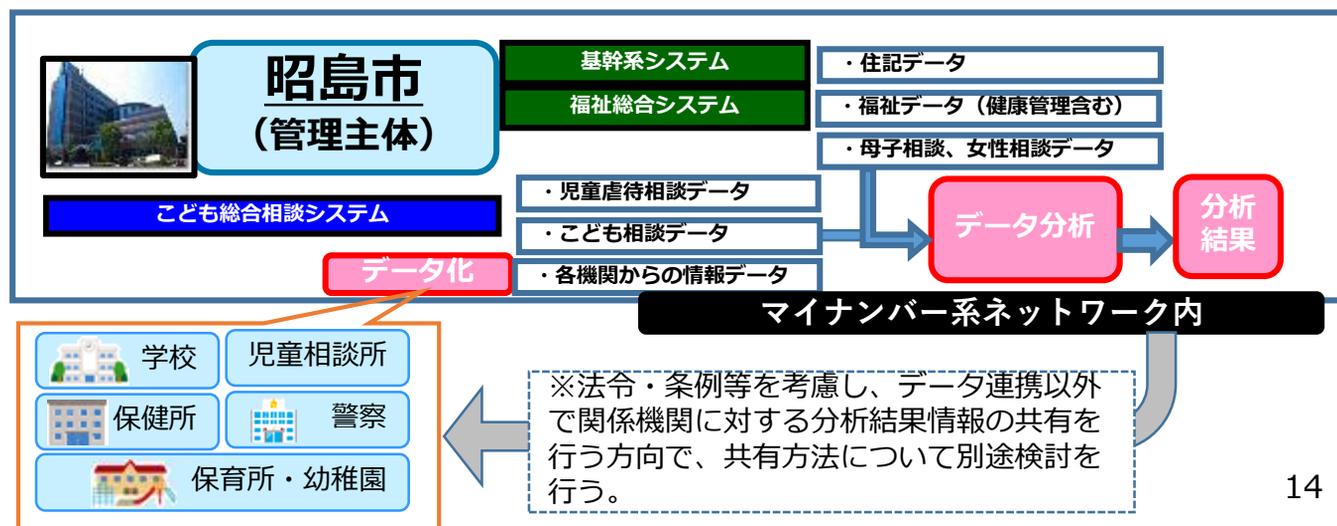
## (7) 実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体

### ①データ取得方法

- ・ 児童相談所、保育所、学校におけるこどもや家庭に関する情報について、連絡により市側で聞き取った内容を、構築したこども総合相談システム（児童虐待相談、その他こども相談）に、データとして登録し、一元管理する。
- ・ 令和4年度にシステム構築された子ども家庭支援センターのデータを活用し、0歳から18歳未満のこどもの情報について共有・分析できる仕組みを構築する。
- ・ 本事業の取り扱いデータは個人情報であることからマイナンバー系ネットワーク内でのデータ管理に限定する。
- ・ 学校の校務支援システムで管理するデータは本人同意の有無、条例規則等の課題を検討したうえで、CSVデータを抽出し、分析・連携基盤にデータ格納する。
- ・ 現行の自治体内の情報を有効活用し、支援が必要なこども・家庭を早期発見し、情報共有・分析を行うための機能、分析手法、及び今後の運用方法の検証を行う。
- ・ データは、分析の精度向上を考慮し、法令・条例・規定などを前提として目的外利用の範囲内においては、実データの利用を検討する。ただし、目的外利用の範囲外において、実データの利用が困難な場合は、実データを個人特定ができないデータに加工の上、検証を行うものとする。

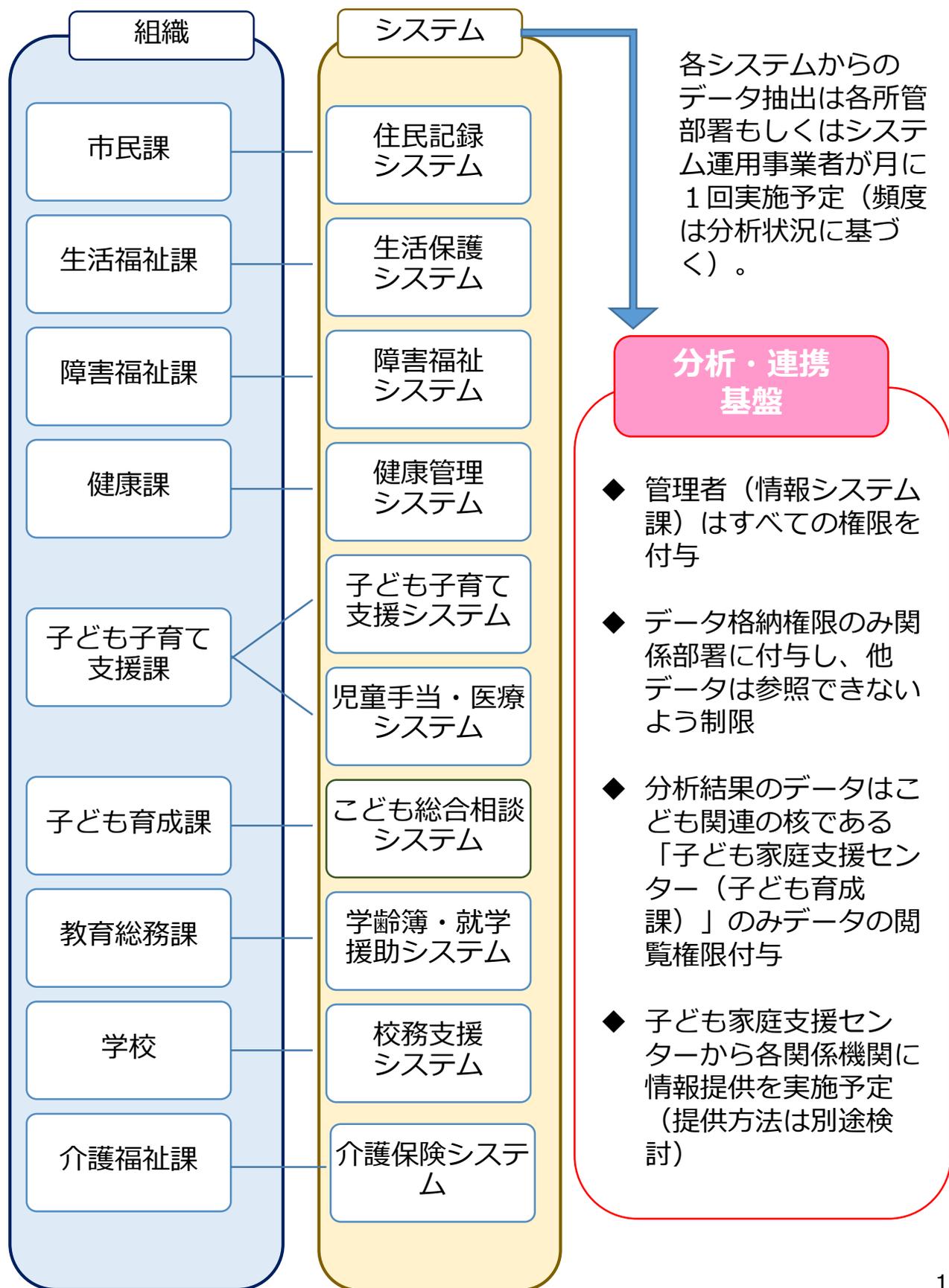
### ②管理主体

- ・ データ管理の主体は、昭島市情報システム課が行う。
- ・ データの入力、必要に応じたデータの生成、その他取得については、昭島市における各関係部署が行うものとする。
- ・ 管理主体の監督下において、システムの構築、データの分析を含めて、システム、データ分析に関する各種作業は、原則、システム運用事業者にて実施するものとして、管理主体がその作業を補完するものとする。

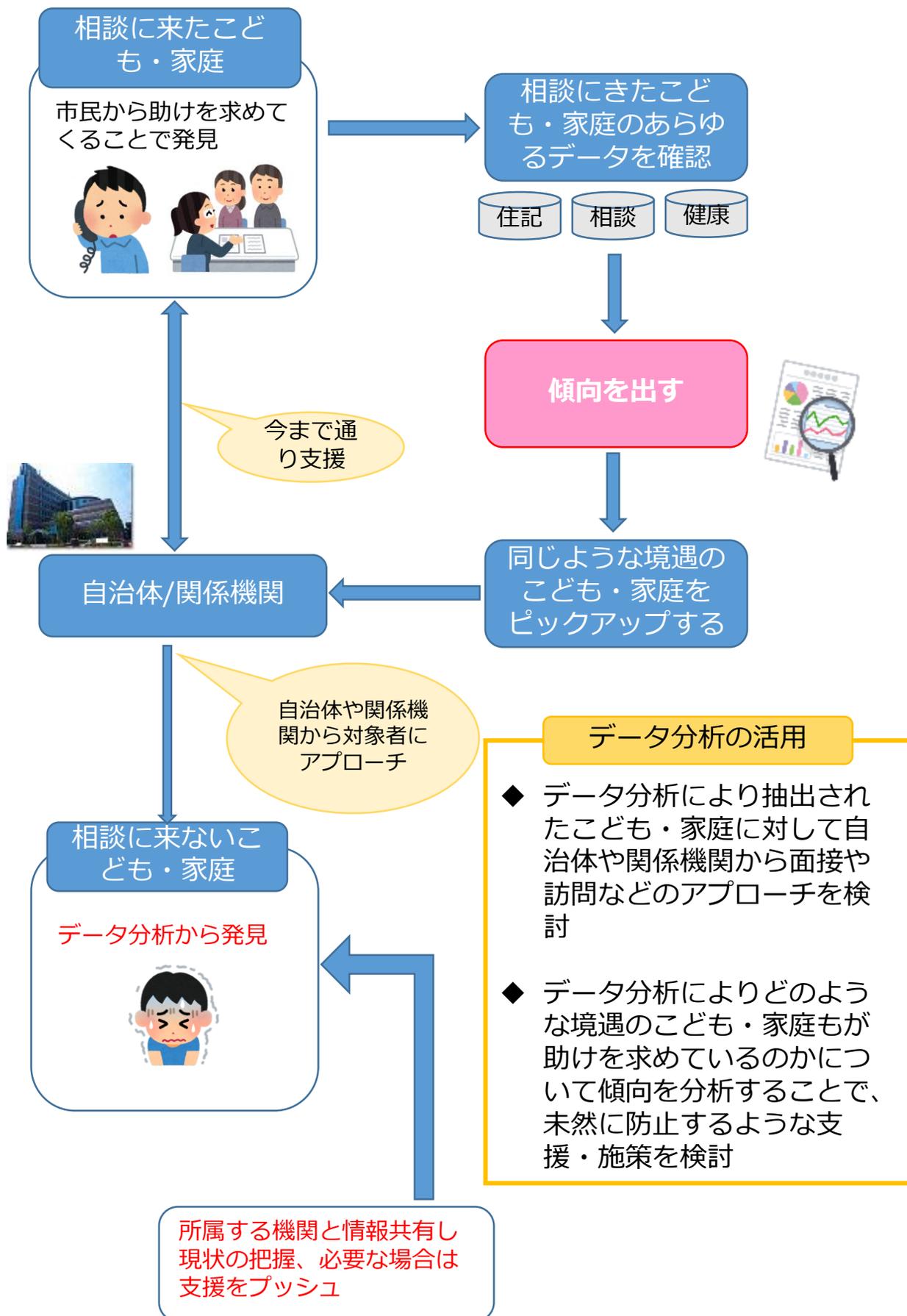


## (8) 実証事業で連携するデータの流通と制御

各システム権限は既存のまま管理者と各所管部署のみアクセス権限を付与する。

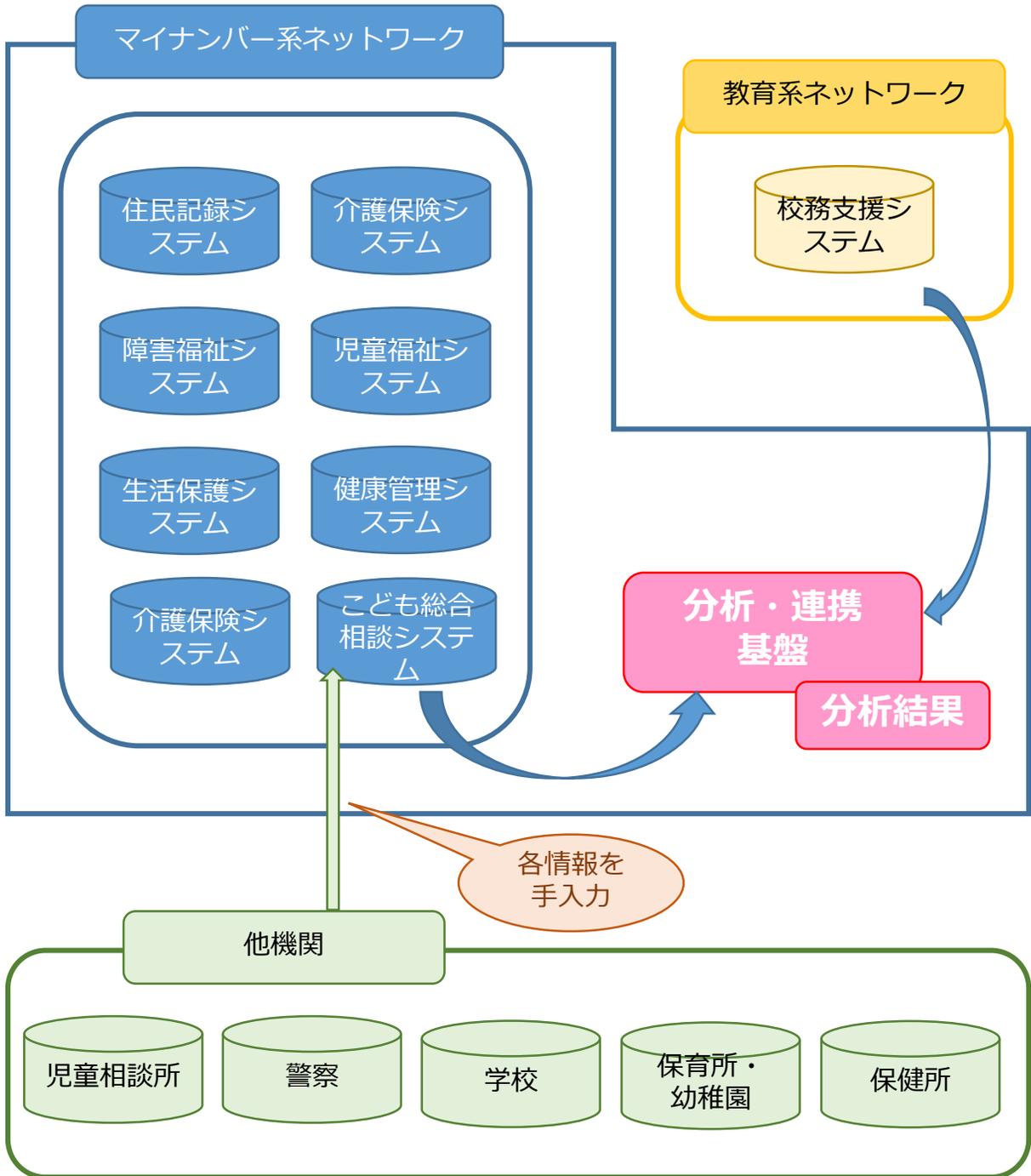


## (9) 実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法



## (10) 実証事業で連携するシステムの構成図

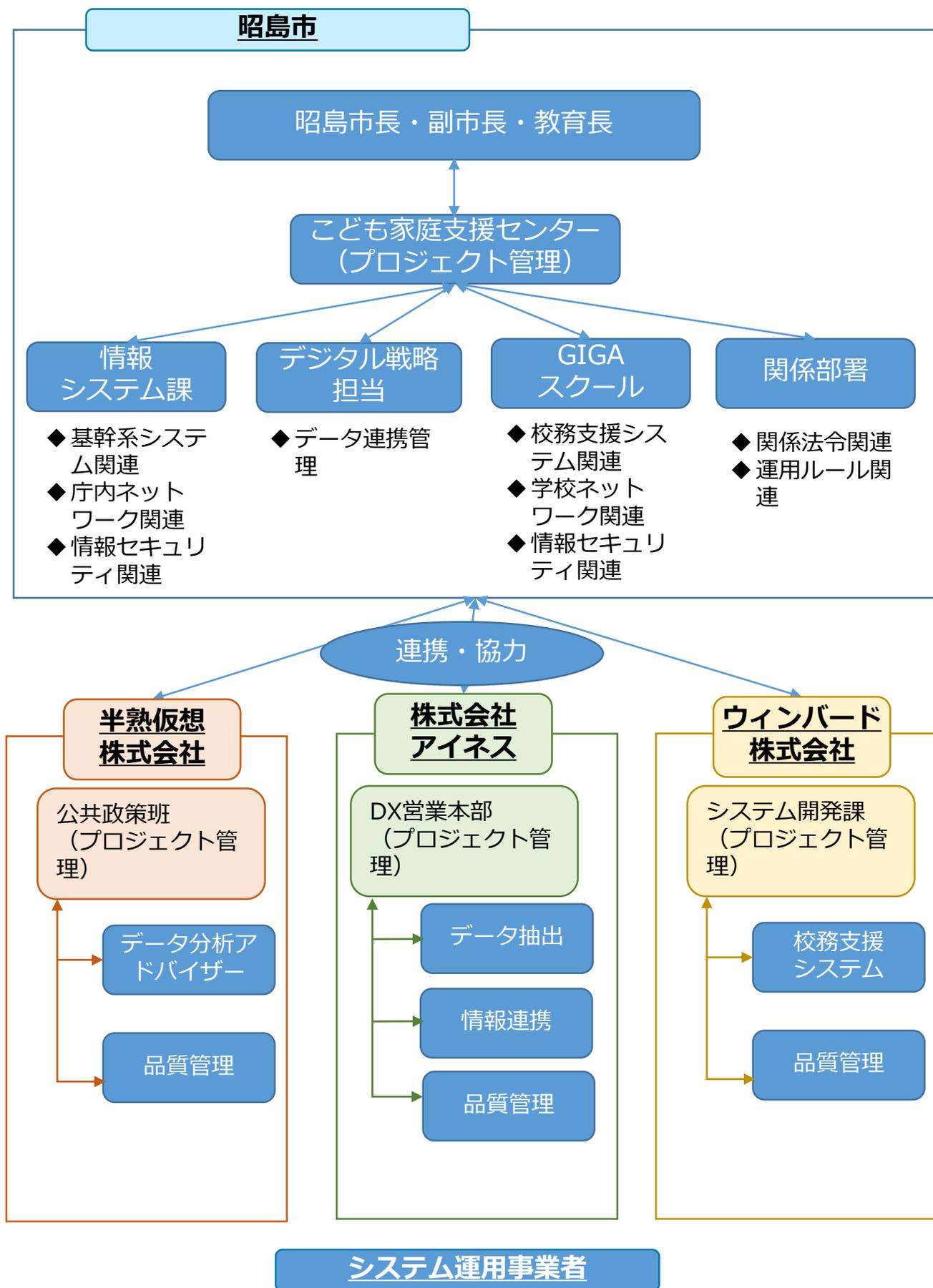
「マイナンバー系ネットワーク」内での管理とすることでセキュリティを確保。



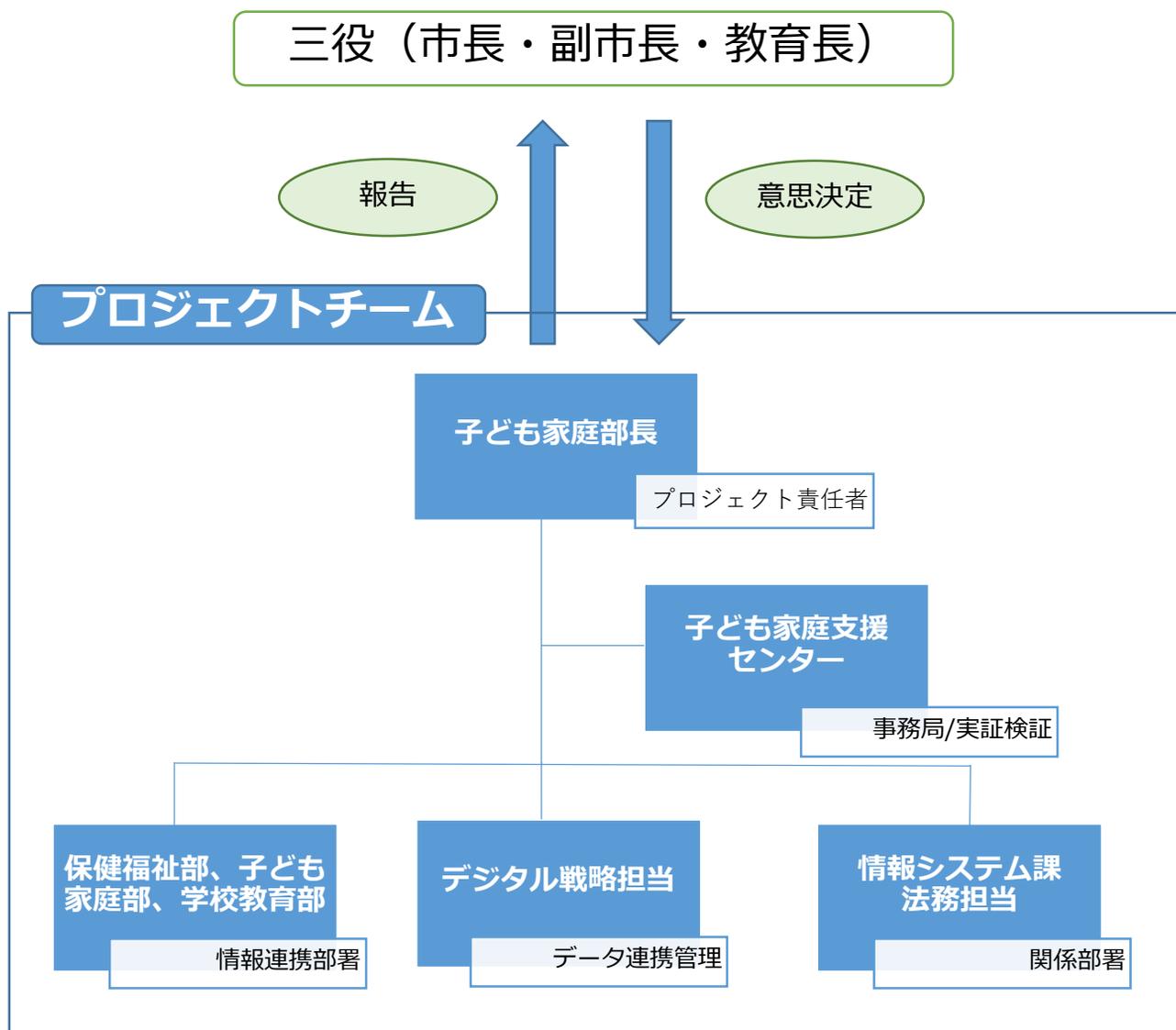
「こども総合相談システム」内で他機関からのこどもの情報を一元管理する。

その他の情報は既存のデータを使用することで、職員や関係機関の負担等を最小限にとどめる。

(11) 実証事業で連携するシステム運用事業者等、実証事業の実施体制



(12) データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制の検討状況



○データの利活用についての進め方

- 連携するデータ項目を整理
- 情報取得時の根拠法令の確認
- 利用目的の確認
- 目的外利用要件の確認
- 個人情報利用について庁内手続の確認
- 個人情報リスク評価（プライバシー影響評価：PIA）の実施可否の検討

個人情報関連の担当部署である法務担当、情報セキュリティ関連の担当部署である情報システム課を含めたプロジェクトチームを結成し、各課題の検討を実施。

## (13) 検証項目の検証方法

### ①構築したシステムの活用、情報連携

- 構築したこども相談総合システムを活用しての情報連携
- 仮説をたてながらデータ分析を行うことで、必要なデータの洗い出しを検証する

### ②データ連携のための体制の整備、データの保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取扱いの整理

- 学校で使用している校務支援システムと連携することで、他機関のシステムとの連携を検証する
- プロジェクトチームを結成し、個人情報の取扱いやアクセスコントロール等について整理する

### ③データ連携のためのシステムの整備

- 構築したこども相談総合システムを他機関の子どもの相談情報を一元管理できるかを再検証する

### ④当該システムを活用した具体的な支援事業の試行及び課題抽出

- データ分析の方法を検討し、日常業務の中で職員がデータを活用するために必要な知識の習得を検証
- 実データを使用して、支援を必要としている家庭や子どもの傾向分析を検証する
- 分析結果を基に自治体及び関係機関から対象者に対してのアプローチ方法について検討

## ⑤データ分析の結果について関係機関に調査確認

- データ分析の結果について、正解なデータなのかをこどもの所属機関に調査、確認
- 正解データを積み上げていくことで、今後の分析に活用する

## ⑥発見した対象者へのアプローチ

- こどもやその家庭に対し、所属機関と対応を検討
- 介護サービスや障害サービスなど必要なサービスを、対象家庭と相談しながら入れていく

## ⑦①～④の成果・課題を踏まえた、全国的な展開方針の検討

- 他自治体でも同様の手順で実施可能かについて考察
- 事業に費やした時間を算出し、職員及び関係機関職員の業務負担にならないような仕組みであることを検証

## ⑧その他

- 分析ツールについてAI分析の将来的な活用可能性について検討
- 各データを自動連携できる可能性（標準化対応後も含む）について検討

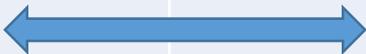
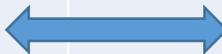
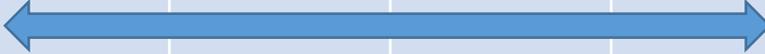
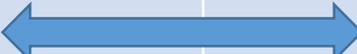
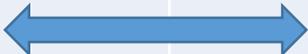
### 3. 概算予算・スケジュール

#### (1) 概算予算

※別途「費用内訳・予定額（令和5年度）」参照

項目	内容	金額（円）
連携データの取得に必要な経費	・校務支援システムデータ抽出等費用	4,550,000
連携データの共有に必要な経費	・支援に係るシステム機能追加・支援可視化ツール適用作業等費用 ・支援可視化ツール ソフトウェア・ハードウェア費用	16,153,500
効果の検証等に必要な経費	・傾向分析・支援モデル構築費用	18,000,000
その他の本事業の実施に必要な経費	・プロジェクト管理費等	6,500,000
小計		45,203,500
合計（税込）		49,723,850

## (2) 全体スケジュール

年度	令和5（2023）年度			
工程	1Q	2Q	3Q	4G
<b>データ分析</b> ③傾向分析 ④支援対象者の抽出	 虐待、貧困、不登校などの分析		 虐待、貧困、不登校などの改善	
<b>支援実施</b> A.対象者のアセスメント～C.支援の実施	 ヤングケアラーの支援			 虐待、貧困、不登校などの支援
<b>システム整備</b> ①こども総合相談システムの改善 ②データ抽出（随時） ⑤支援対象者の可視化 ⑥支援実績の蓄積	 こども総合相談システム改善（①）		 要件検討（⑤、⑥）      構築（⑤、⑥）      改善	
<b>評価</b>	 ヤングケアラー支援の評価、支援・効果検証			 虐待、貧困、不登校などの支援の評価、支援・効果検証

## 4. 参考資料等

### (1) こどもや家庭に関するデータ項目

分類	一例
世帯に関する項目	出生数、合計特殊出生率、児童のいる世帯数、児童のいる世帯の種別、父母の有無、父母の就労状況、1世帯当たりの平均所得金額、生活保護世帯数、児童虐待相談処理件数 など
子育て事業の利用状況に関する項目	保育所・幼稚園・学童クラブ・子育てひろば等の利用状況、子育て短期支援事業の利用状況、養育支援訪問状況、支援状況、育児支援ヘルパー派遣状況 など
相談事業に関する項目	相談種別（虐待・いじめ・不登校・DVなど）、相談回数、相談内容 など
学校教育に関する項目	いじめの認知状況、不登校児童生徒、学力、出席状況、健康診断情報 など
健康状態に関する項目	乳幼児健診情報、各種講座への参加情報、予防接種情報、妊婦相談情報 など
障害に関する項目	障害児の状況、各種手当・サービスの利用状況、特別支援学校の状況 など
アンケート調査	父親の家事・子育ての参加状況、母親のストレス状況、相談相手の有無の状況 など

## (2) こども等への支援事業、地域の取組等の概要

子ども等への支援事業は100事業以上あるため、抜粋して掲載。

施策分類	事業名	事業概要
人権尊重	スクールカウンセラーの配置	小・中学生が身近なところで不安や悩みについて気軽に相談できるスクールカウンセラーを配置。
	教室支援室の充実	不登校児童・生徒が自立に向かえるよう支援を行う。
児童虐待防止及び被虐待児や家庭等への支援	要保護児童対策地域協議会の充実	福祉関係者、教育委員会、学校、児童相談所、保健所、警察など関係機関が連携・協議し対応を図る。
	育児困難家庭への支援	育児に不安や困難をかかえる親を対象にすこやか親子講座や親子の会を実施。
	被害に遭った子どもの心のケア体制づくり	虐待などの被害に遭ったこどもの心のケアを実施。
	里親制度への支援	養育家庭、親族里親、養子縁組里親等の制度について児童相談所と連携を図る。
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭への手当等の助成	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成、インフルエンザ予防接種費用の助成等経済的な支援を行う。
	ひとり親家庭への手数料等の負担軽減	上下水道基本料金、ごみ処理手数料の減免、自転車盗駐輪場の使用量の減免等負担を軽減する。
	母子生活支援施設事業の実施	母子家庭を母子生活支援施設に入所させ、経済的自立と生活の安定を支援。
	ひとり親家庭相談事業の実施	母子自立支援員等による相談を実施。
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	一時的な病気などにより日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に家事等必要な支援を行う。
	母子・父子福祉資金貸付の実施	母子・父子家庭の方の経済的自立と生活意欲の助長を図り、各種資金の貸し付けを行う。
	障害のある児童への支援	特別支援教育の推進
障害のある児童・家庭への支援		在宅の児童を対象に児童デイサービス、就学前の児童を対象に児童発達支援、就学中の児童を対象に放課後等デイサービス、障害のある児童のいる家庭へホームヘルパーの派遣や短期入所事業の支援などを実施

施策分類	事業名	事業概要
幼児教育・保育の充実	教育・保育の無償化	国・都・市が連携し、幼児への教育・保育の無償化を実施。
	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園において通常教育時間終了後の園児の預かり保育事業を実施。
家庭教育への支援	家庭教育講座の開催	こどもの発達段階に応じた家庭教育のあり方、安心してこどもを育てることができる地域社会を学ぶための講座等を開催。
地域で支える教育への支援	地区委員会の支援	「青少年とともにあゆむ地区委員会」の活動を支援する。
	あいさつ運動の推進	地域・学校等を中心に行われている「あいさつ運動」を実施。
	青少年の主体性を育む活動の推進	企画から運営まで実行委員会の自主性を尊重する「青少年フェスティバル」を開催し、青少年の主体性を育む支援を実施。
	小学生リーダー講習会の実施	地域におけるジュニアリーダーを育成するための講習会を地区委員会とともに実施。
	スポーツ等を通じた子どもの健全育成	こどもの健康の維持・増進を図るため親子サッカー教室、体操教室、テニス教室などを実施。
企業への働きかけ	就労環境改善への働きかけ	子育て世代の就労環境の改善を図るため雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及や有休休暇取得の促進について国や都との連携を図りながら地元企業に働きかける。
	育児休業法の普及啓発	男女ともに利用しやすい休業制度等の仕組みの見直しを企業へ啓発する。
	企業主導型保育事業の促進	子育てしやすい環境を整えるため、勤務先へ保育室等の設置にかかる支援を実施。
	企業の地域への貢献の推進	商店街（企業）や商工会等のイベント開催時に授乳やおむつ交換の場所の設置等、子育て家庭が参加しやすい取組の働きかけを実施。
男女ともに子育てに参加するための支援	両親学級・母親学級への父親の参加の促進	父親にも育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、両親学級・母親学級等への参加を促進。
	父親ハンドブックの配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方等、父親向けの育児情報を提供する。
妊娠・出産・育児への一貫した支援	子育て世代包括支援センター事業	妊娠から出産、乳幼児期まで親と子の健康確保のため保健師による相談・支援を実施。
	妊娠・出産支援	にんしんSOS相談事業、妊娠届を提出した方全員との面談、継続支援が必要な方にはゆりかごあきしま面談等を実施。
	育児相談・心理相談事業の実施	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が育児相談を実施。

施策分類	事業名	事業概要
地域の子育てへの支援	子ども家庭支援センター事業	子育てに関する相談、情報提供、各種サービスの提供と子育て家庭への支援や泣き声通報、面前DVなど先駆型センターへの対応を実施。
	子育てひろば事業の実施	子育て相談や育児講座、交流などを行う「子育てひろば」を実施。
	つどいのひろば事業の実施	主に3歳未満の乳幼児を持つ親の交流と、子育て相談もできるつどいの場を提供。
	子ども食堂への支援	地域のこどもへの食事や交流の場を定期的に提供している民間団体に対して、子ども食堂の活動を支援するため補助金を交付。
	子どもの学習支援事業の実施	こどもの学習や居場所づくりを支援するため、小学生から高校生までを対象に学習支援事業を実施。
子育て情報提供体制	子育て情報誌	子育て情報の提供、子育て家庭の支援のため、子育て情報誌を作成。
	子育て情報の発信	子育てに関する情報を広報やインターネットを活用して提供。あきしま子育てアプリにより、保護者が必要とする情報を提供。
	子育てライフ・サポート・リーフレット	子育て支援制度のうち、主に経済的支援制度、貸付制度や手数料の減免制度を掲載したリーフレットを作成し、学校や保育所等を通じて配布。
子育て支援のネットワーク	子育てグループの支援	子育てグループの育成と各種団体や関係者のネットワークづくりを支援。
	各種相談機関との連携	育児相談、児童相談、女性相談、こころと命の相談、子どものアレルギー相談など各種相談事業の実施と、保健師、児童相談所、女性センターなど関係機関との連携の強化を図る。
	多胎児のいる家庭への支援	多胎児を育児する保護者のサークルとの連携や多胎児の妊娠や出産、育児を行う保護者に悩みや困りごと、喜びを共有し健康の維持増進を図る。
子どもの居場所の確保	子ども向け講座の開催	アキシマエンシス等を利用し、こどもの学習機会の充実や居場所づくりを実施。
	図書館対応	市民図書館において、児童書コーナー、ティーンズコーナー及びインターネット閲覧コーナーを設けるほか、学習席及びグループ学習室等の環境を提供。
	公園、児童遊園等の整備	都市公園、児童遊園、子どもの広場などの整備・充実、健全で安全な遊び場の提供を実施し、老朽化した施設の修繕や建替えについて検討し、遊具等の安全点検を強化する。
子どもの安全確保	安全パトロールの推進	団体や地域の方々が行う交通安全運動やパトロール活動の推進・支援、青色パトローラーを運行。